

1 市条例において法対象事業の事業者に義務付けている規定

区分	現状・背景		課題	今後の対応（案）
	改正法の施行前	改正法の施行後		
事前配慮	<p>方法書作成前の段階について規定がない。</p> <p>市条例の事前配慮の規定を準用</p>	<p>方法書作成前に計画段階環境配慮書の手続きを行う。</p>	<p>法対象事業に係る方法書の作成前の手続きに関して、市条例では事前配慮の実施を義務付ける規定を定められない。</p>	<p>配慮書手続きを行う法対象事業については、市条例の事前配慮の準用規定を廃止する。</p> <p>配慮書手続きを行わない法対象事業については、市条例「より早い段階での環境配慮制度」の規定を準用する。</p>
事後調査	<p>事後調査の段階の手続きの規定がない。</p> <p>市条例の事後調査手続きの規定を準用</p>	<p>環境保全措置等に係る報告書の公表、許認可権者等への送付を事業者に義務付けた。</p>	<p>法対象事業に係る事後調査の手続きに関して、市条例では義務付ける規定を定められない。</p>	<p>法律で規定される部分については、市条例の事後調査の準用規定を廃止する。</p> <p>法律で規定されない部分については、市条例の規定を準用する。</p>

※ 今後の対応については、政省令の動向を見ながら、導入の可否を検討して対応する。

2 法対象事業についての市長意見の形成の規定

区分	現状・背景		課題	今後の対応（案）
	改正法の施行前	改正法の施行後		
市長意見の提出	<p>知事の意見照会に応じ、市長意見を述べる。(市長意見は県知事に送付)</p>	<p>関係地域が政令市の区域内に限られる場合、市長が事業者へ直接意見を述べる。</p>	<p>市条例の準用は、知事から意見照会された場合について規定しており、事業者へ直接意見を提出することを想定していない。</p>	<p>事業者へ直接市長意見を提出する場合にも対応できるように、市条例の規定の整理を行う。</p>